科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 4 月 18 日現在

機関番号: 15201 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2008~2010 課題番号:20530239

研究課題名(和文) 環境政策評価手法の開発に関する研究~欧州気候政策の事例を中心に

研究課題名(英文) Environmental policy assessment in the European climate policy

研究代表者

上園 昌武 (UEZONO MASATAKE) 島根大学・法文学部・准教授 研究者番号:00314609

研究成果の概要(和文):

本研究の目的は、EU 諸国の気候政策における政策評価の実態を把握し、新たな政策評価研究の手法を提示することである。本研究では、オランダ環境協定の進捗管理での第三者機関の役割、欧州横断運輸ネットワーク(TEN-T)の政策効果に関する外部評価、ドイツ再生可能エネルギー法の固定価格買取制度での技術革新を誘発する工夫、ドイツの省エネ診断サービス事業での環境・雇用・福祉の政策統合について先進性が明らかとなった。

研究成果の概要 (英文):

The purpose of this study is to understand the realities of the policy assessment in the climate policy in EU nations, and to present the procedures of a new policy evaluation research. This study made clear the advanced level of policies as follows; the role of the third-party institution in the progress management of a Dutch environmental agreement, the external evaluations in the effect of the policy of Trans-European Transport Network (TEN-T), the device of technical improvement in the fixed price purchase system of the German Renewable Energy Law, the integrated policies of the environment, employment, and welfare in the German energy conservation consulting service.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008年度	1, 400, 000	420, 000	1, 820, 000
2009年度	1,000,000	300, 000	1, 300, 000
2010年度	1,000,000	300, 000	1, 300, 000
年度			
年度			
総計	3, 400, 000	1, 020, 000	4, 420, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:経済学・経済政策

キーワード:環境政策,経済政策,政策評価,気候変動

1. 研究開始当初の背景

京都議定書の発効と「ポスト京都」(2013年以降の枠組み)の国際交渉を受けて、二酸化炭素排出削減が先進工業国にとって喫緊の課題である。私はこれまでの研究で、オランダとデンマークの環境協定について、制度

の仕組みや運用状況を調査し、その効果について研究を進めてきた。両国の協定は、規制、環境税や補助金などとのポリシーミックスで運用され、斬新な制度設計として注目を受けている。しかし、関係者とのヒアリング調査や現地資料の分析を行ったところ、両国の

協定ともに政策間のリンクが弱いために排 出削減への実効性が乏しいことを明らかに した。

そして、現在、政策間のリンクを強化する 制度設計を提唱するために、関連分野の先行 研究を分析しつつ、新たな政策評価手法の提 示に向けた研究を進めている。これまで、環 境政策における政策評価の研究は、政策決定 の背景や制度枠組みを分析したり,経済モデ ルのシミュレーションを用いて政策による 効果の将来予測が中心であった。また、その 多くは分析対象が単一政策にとどまってお り,複数の政策を多国間で比較して政策の長 短所を明確にする精緻な分析が研究課題と して残されている。さらに, 政策実施後の進 排管理は個別企業·業界の対応に任され、政 策の見直し機能が十分に働かない事例が多 く,制度全体としての進捗管理の手法を構築 することが研究課題として残されている。

2005年より、欧州では、工場や発電所などの大規模排出源に対して欧州排出量取引制度(EUETS)が導入されているが、これのみで大きな排出削減効果を得ることが難しいと多くの論者から指摘を受けている。当面、EUETSが基幹的な政策として運用されるとしても、現場での対応を具体化させるボトムアップ的な政策手法が不可欠であり、モニタリングや補完的な政策との組み合わせのあり方を提示することが求められている。

2. 研究の目的

本研究の目的は,EU 諸国で実施されてきた 気候政策を共通の指標に基づいて横断的に 政策評価を行い,新たな政策評価研究の手法 を提示することである。

その理由は、第1に、EU諸国の気候政策の 制度設計については多くの研究成果が蓄積 されているが, 政策が実施された後の実効性 については十分に検証がされてきていない こと, 第2に, EU 諸国には 1990 年代以降, 英国,スウェーデン,オランダなどで炭素 税・エネルギー税、環境協定、規制などの多 種多様な気候政策が複合的に実施されてき ており,これらの政策を統一した基準によっ て横断的に政策評価が可能であること, 第3 に, EU 諸国は, 排出量取引制度を気候政策の 中心と位置づけているが、2007年のEU文書 「新たな気候・エネルギー政策 (An Energy Policy for Europe)」のように新しい EU 気 候政策が次々と実施される見込みであり、他 の政策とのベストミックスを提示すること が実践的な政策提言につながることである。

環境政策は、Plan (計画)・Do (実施)・Check (監視)・Action (見直し) という PDCA を繰り返して運用する改善スパイラルが求められる。これまでの政策は、Plan と Do に注目するものの、Check と Action への評価方法が

確立しておらず、結果として、制度設計時と 運用後の効果が大きく異なり、「政策の失敗」 を招く事例が多数見られた。すなわち、モニ タリングによって政策効果を的確に把握し、 必要に応じて政策を修正・強化する手法を提 示することが政策研究で最重要課題となっ ている。

3. 研究の方法

本研究は,以下の研究方法によって取り組む。

- ①気候政策と環境政策評価に関連する資料や文献を収集・整理する。環境政策評価については、気候政策にとどまらず、他の環境政策分野についても広くサーベイを行い、先進事例を分析する。
- ②これまで多岐にわたる政策文書を提示してきた EU の気候政策や,英国,ドイツ,オランダの規制・環境協定・炭素税・補助金・排出量取引などに関連する資料や文献を収集・整理する。
- ③各国の環境協定・炭素税・補助金・排出量取引やEU政策について、英国、ドイツ、オランダのエネルギー・環境省などの政府関係者や、地方自治体関係者、電力や工場などの主要な産業界の環境関連部署と工場現場の関係者からヒアリング調査を行い、エネルギー転換部門と産業部門での地球温暖化対策への取組みの効果と問題点を明らかにする。また、大学・研究所の研究者や環境NGOの政策担当者に対しても政策の運用実態と評価についても幅広くヒアリング調査を行う。

具体的な調査事例として、オランダの環境協定、欧州横断運輸ネットワーク、ドイツ再生可能エネルギー法、ドイツカリタスの省エネ診断サービス事業である。

4. 研究成果

本研究の3年間で次の5点について研究成果を得ることができた。

(1) オランダの環境協定(ベンチマーキン グ協定,第2期長期省エネルギー協定)は次 の特徴を有することが明らかとなった。第1 に、協定参加企業は省エネ計画書の策定と提 出が義務づけられ,毎年その結果を第三者機 関に報告しなければならない。そして, モニ タリングの結果が公表されることで、制度の 透明性が一定確保されている。第2に、第三 者機関は省エネ計画書の適切性を審査し, そ の結果を監査するだけではなく、企業に対し て個別に対策や計画に助言を与えるという 複合的な役割を担っている。また,企業が省 エネ計画書に基づいて対策に取り組んでい ない場合, 第三者機関が助言などの支援を行 うことで不履行を極力回避している。第3に、 協定参加企業はエネルギー管理システムを

運用すれば,支援的な措置を利用できるよう に工夫されている。

- (2) 欧州では、増加するトラック物流を鉄道などへ転換するモーダルシフト政策が推進されているが、その中でも中心的な欧州横断運輸ネットワーク (TEN-T) の政策評価の実態と課題を明らかにした。とりわけ特徴的なのは、TEN-T では政策の効果や進捗状況について外部評価を受けている点である。政策評価では、経済性、環境影響、安全性など多角的な視点から詳細に評価が行われており、有益な指摘事項も多くみられた。
- (3) ドイツの再生可能エネルギーの普及政策は、次の特徴を有することが明らかとなった。第1に、再生可能エネルギー法(2000年)は2010年までの再生可能エネルギーの普及目標を2倍に引き上げて、その達成に向けて固定価格制度を導入した。当初は買取価格が変動していたが、その後、段階的な固定価格制に移行することで安定した価格設定に一ながり、加速的な再生可能エネルギーの普及につながった。第2に、2004年の改正法では近減率が設定され、技術革新をはかることで知識につながる工夫がされた。第3に、再生可能エネルギーの普及が進むにつれて新たな産業が創出されて、グリーン・ジョブが生み出された。
- (4) ドイツの社会福祉団体カリタス (Caritas) フランクフルト支部は,フラン クフルト市当局と共同で雇用・福祉と温暖事 を 2006 年から実施している。低所得者を対象とした無料の省エネ診断サービスは,環 改善(エネルギー消費の削減による CO2 排出 改善(エネルギー消費の削減による CO2 排出 削減) にとどまらず,福祉の向上(家庭出 削減),雇用創出(省エネ診断事業 の費用の削減(光熱水事の 、行政費用の削減(光熱水事 、行政費用の削減)という4つのの 、大政果を同時に実現した。とくに,この る成果を同時に実現した。とくに, る成果を環境改善と経済効果は,総費用に る成果を環境改善と による環境である。
- (5) 欧州の環境政策は、多国間連合という 特質から参加型民主主義に基づいて審議・決 定される。まず、EU 政府は、科学的な根拠に 基づいた政策を提示しなければならないが、 充実したシンクタンク機能がそれを支えて いる。また、環境情報へのアクセスが保障さ れており、NGO など市民が政策に関与してい る点に特徴がある。このように、情報公開と 市民参加の徹底した保障が EU の斬新的な環 境政策がうみだされる源泉となっている。

以上の通り,本研究の意義・独自性として, 国内での環境経済・政策に関する学会では, 環境政策の運用後の政策評価についてほと んど研究が取り組まれていなかったが,オラ ンダの環境協定やTEN-Tなどの事例は新たな知見として学術的な貢献を有すると考えられる。

本研究に残された課題として,複合的な環境政策への事後評価と後続の政策への影響について精緻な分析が必要である。

また,ドイツの省エネ診断サービスの事例は,環境・雇用・福祉の政策統合を体現した日本国内では見られない特徴を有している。今後の事業の展開をフォローして,日本の環境政策統合の実践に役立つような研究が求められる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者,研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

- ①<u>上園昌武</u>, 地域温暖化対策の展望と課題, 住民と自治, 571 号, 42-45 頁, 2010 年, 査 読無
- ②<u>上園昌武</u>,地球温暖化対策中期目標 25%削減の可能性と課題,日本の科学者,第 45 巻第 7 号,50-53 頁,2010 年,査読無
- ③<u>上園昌武</u>,地球温暖化防止社会の構築に向けた課題と展望~中期目標の議論をめぐって,経済科学論集,第36号,37-63頁,2010年,査読無
- ④<u>上園昌武</u>,中期目標「25%削減」実現に向けての日本の課題,人間と環境,第35巻第3号,140-146頁,2009年,査読無
- ⑤<u>上園昌武</u>, オランダ環境協定の進捗管理, 経営研究, 第 60 巻第 1 号, 79-94 頁, 2009 年, 査読無

〔学会発表〕(計3件)

- ①<u>上園昌武</u>,地球温暖化対策と過疎化対策との両立の可能性,日本環境学会第 36 回研究発表会,2010年6月20日,横浜国立大学
- ②上園昌武,温暖化対策の中期目標設定のあり方-2020年削減目標の議論を中心に,日本環境学会第35回研究発表会,2009年6月14日,立命館大学
- ③<u>上園昌武</u>,近江貴治,欧州物流モーダルシフト政策の現状と課題,日本環境学会第34回研究発表会,2008年8月9日,富山県立大学

[図書] (計1件)

①除本理史,大島堅一,上<u>園昌武</u>,ミネルヴァ書房,環境の政治経済学,2010年,1-278 百

6. 研究組織

(1)研究代表者

上園 昌武 (UEZONO MASATAKE)

島根大学・法文学部・准教授 研究者番号:00314609 (2)研究分担者 () 研究者番号: (3)連携研究者 ()

研究者番号: